

京都大学大学院工学研究科の組織に関する規程及び京都大学大学院工学研究科規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学大学院工学研究科の組織に関する規程</p> <p>(平成16年達示第14号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(専攻及び講座)</p> <p>第4条 工学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>社会基盤工学専攻 応用力学講座、資源工学講座、構造工学講座、水工学講座、地盤力学講座、空間情報学講座、都市基盤設計学講座</p> <p>都市社会工学専攻 都市社会計画学講座、交通マネジメント工学講座、地震ライフライン工学講座、構造物マネジメント工学講座、河川流域マネジメント工学講座、ジオマネジメント工学講座、都市基盤システム工学講座、地球資源学講座</p> <p>都市環境工学専攻 環境デザイン工学講座、環境システム工学講座、環境衛生学講座</p> <p>建築学専攻 建築保全再生学講座、人間生活環境学講座、建築史学講座、建築構法学講座、建築環境計画学講座、建築設計学講座、建築構造学講座、建築生産工学講座、都市空間工学講座、居住空間学講座、環境材料学講座、環境構成学講座</p> <p>機械理工学専攻 機械システム創成学講座、生産システム工学講座、機械材料力学講座、流体理工学講座、物性工学講座、機械力学講座、先端機械理工学講座</p> <p>マイクロエンジニアリング専攻 構造材料強度学講座、ナノシステム創成工学講座、ナノサイエンス講座、マイクロシステム創成講座</p> <p>航空宇宙工学専攻 航空宇宙力学講座、航空宇宙基礎工学講座、航空宇宙システム工学講座</p> <p>原子核工学専攻 量子ビーム科学講座、量子物質工学講座、核エネルギー工学講座</p> <p>材料工学専攻 材料設計工学講座、材料プロセス工学講座、先端材料物性学講座、材料物性学講座、先端材料機能学講座、材料機能学講座</p> <p><u>電気工学専攻 先端電気システム論講座、システム基礎論講座、生体医工学講座、電磁工学講座</u></p> <p><u>電子工学専攻 集積機能工学講座、電子物理工学講座、電子物性工学講座、量子機能工学講座</u></p> <p><u>材料化学専攻 機能材料設計学講座、無機材料化学講座、有機材料化学講座、高分子材料化学講</u></p>	<p>(専攻及び講座)</p> <p>第4条</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p><u>電気電子デジタル理工学専攻 デジタル・グリーン理工学講座、システム・生体工学講座、電磁工学講座、極限電子機能工学講座、量子物理工学講座、電子物性工学講座、量子機能工学講座</u></p> <p><u>化学理工学専攻 材料化学講座、エネルギー変換化学講座、物質機能化学講座、物理化学講座、</u></p>

改正前	改正後
<p><u>座、ナノマテリアル講座</u></p> <p><u>物質エネルギー化学専攻 エネルギー変換化学講座、基礎エネルギー化学講座、基礎物質化学講座、触媒科学講座</u></p> <p><u>分子工学専攻 生体分子機能化学講座、分子理論化学講座、量子機能化学講座、応用反応化学講座</u></p> <p><u>高分子化学専攻 先端機能高分子講座、高分子合成講座、高分子物性講座</u></p> <p><u>合成・生物化学専攻 有機設計学講座、合成化学講座、生物化学講座</u></p> <p><u>化学工学専攻 化学工学基礎講座、化学システム工学講座</u></p> <p>2 前項に掲げるもののほか、工学研究科に協力講座を置くことができる。</p> <p>3 協力講座に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院工学研究科規程 (昭和28年達示第12号)</p> <p>第1 専攻</p> <p>第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>社会基盤工学専攻 都市社会工学専攻 都市環境工学専攻 建築学専攻 機械理工学専攻 マイクロエンジニアリング専攻 航空宇宙工学専攻 原子核工学専攻 材料工学専攻 <u>電気工学専攻</u> <u>電子工学専攻</u> <u>材料化学専攻</u> <u>物質エネルギー化学専攻</u> <u>分子工学専攻</u> <u>高分子化学専攻</u> <u>合成・生物化学専攻</u> <u>化学工学専攻</u> (後 略)</p>	<p><u>高分子合成化学講座、高分子物理化学講座、合成化学講座、生物化学講座、化学工学講座、プロセス工学講座</u></p> <p>2 } 3 } (同 左)</p> <p>附 則 (令和8年達示第4号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>第1 専攻</p> <p>第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>社会基盤工学専攻 都市社会工学専攻 都市環境工学専攻 建築学専攻 機械理工学専攻 マイクロエンジニアリング専攻 航空宇宙工学専攻 原子核工学専攻 材料工学専攻 <u>電気電子デジタル理工学専攻</u></p> <p><u>化学理工学専攻</u></p>

改 正 前	改 正 後
	附 則（令和8年達示第4号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。